

松山市子ども・子育て会議

平成29年2月21日

1. 設置根拠

◎子ども・子育て支援法(平成24年8月22日公布)

◎松山市子ども・子育て会議条例(平成25年6月28日施行)

【子ども・子育て支援法】

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。(以下略)

4・・・第1項の合議制の機関の組織及び運営に必要な事項は、市町村の条例で定める。

【松山市子ども・子育て会議条例】

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、本市に松山市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

2. 設置目的

- 子育て当事者や子育て関係事業従事者等の参画を得て、子育てに関するニーズを「子ども・子育て事業計画」等に反映することをはじめ、新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、本市における子どもや子育て家庭の実情を踏まえて調査・審議すること。
- 新制度に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直しを行っていくこと。

主な審議事項

松山市子ども・子育て会議の所掌事務は、松山市子ども・子育て会議条例第2条に定めるとおり

【松山市子ども・子育て会議条例】

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項
- (2) 児童福祉に関する事項のうち、子ども・子育て会議が調査審議することが適当と認められる事項

【子ども・子育て支援法第77条の規定による所掌事務】

- (1) 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員の設定について意見を述べること
- (2) 特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)の利用定員の設定について意見を述べること
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

現時点で想定する、今年度以降の審議事項は以下のとおり

- 松山市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- 松山市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
- 施設型給付及び地域型保育給付対象施設(事業)の利用定員について など

※審議事項のほか、新制度に関する国の重要な決定事項、市の進捗状況等について、必要に応じて事務局から報告。

松山市子ども・子育て会議 部会の設置について

特定の分野を専門的かつ効率的に審議するために、松山市子ども・子育て会議条例(平成25年松山市条例第28号)第8条第1項の規定に基づき、以下の部会を置く。

- (1) 教育・保育部会
- (2) 地域子育て部会

松山市子ども・子育て会議条例】

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 第5条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。

ー以下、準用部分ー

(会長及び副会長)

第5条 略

2 略

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 子ども・子育て会議は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

各部会では、事業計画策定までに、それぞれの部会で検討した事業計画必須掲載事項・任意記載事項にある項目に関し、点検・評価、利用定員の設定等の協議を行うこととする。

～事業計画策定時での協議内容～

松山市子ども・子育て支援事業計画構成

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定方法

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

- 1 子どもをめぐる状況
- 2 これまでの子ども・子育て支援の取り組み
- 3 人口等の見通し
- 4 子育てに関する意識の現状

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 めざす姿
- 2 基本理念
- 3 基本方針

第4章及び第5章に関する事項を各部会で
集中的に協議

第4章 施策の展開

- 1 施策体系
- 2 基本方針での基本施策と取り組み・事業

第5章 子ども・子育て支援の新たな取り組み

- 1 幼児期の教育・保育の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の充実
- 3 子ども・子育て支援の推進方策等

第6章 計画の推進に向けて

- 1 市民及び関係団体等との連携等
- 2 計画の進捗状況の管理・評価

(1) 教育・保育部会

【事業計画必須記載事項】

- ① 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の量の見込み
- ② 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の提供体制の確保の内容と実施時期
- ③ 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的提供および推進に関する体制の確保に関する事項
- ④ 特定教育・保育施設の利用定員
- ⑤ 特定地域型保育事業者の利用定員
- ⑥ 地域子ども・子育て支援事業のうち下記事業の「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」
 - ・利用者支援事業
 - ・一時預かり事業
 - ・延長保育事業
 - ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業計画任意記載事項】

- ⑦ 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

(2) 地域子育て部会

【事業計画必須記載事項】

- ① 地域子ども・子育て支援事業のうち下記事業の「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・乳児家庭全戸訪問事業
 - ・養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
 - ・ファミリー・サポート・センター事業
 - ・病児・病後児保育事業
 - ・妊婦健康診査事業
 - ・子育て短期支援事業
 - ・児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)

【事業計画任意記載事項】

- ② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項
- ③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

<進め方>

- ①全体会と同様に、事務局が素案・たたき台を提示して、部会でのご意見を聴き、その内容を反映。
- ②部会での方針決定を全体会での方針決定とする。(全体会で再度審議しない)
- ③必要に応じて、互いの部会の進捗状況等の情報を共有。
- ④各部会の開催時期は、各部会において決定

<審議のイメージ>

